

■ 伝染病等による出席停止について

園児が健康的に保育園生活を送るうえで、下記の伝染病にかかった場合、出席停止となります。出席停止解除については、医師の指示に従ってください。治って登園する際は、出席停止解除証明書を必ず提出してください。

第1種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る）、痘そう、ペスト、マールブルグ病（ポリオ）、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、細菌性赤痢コレラ、腸チフス及びパラチフス

第2種

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）及び結核

第3種

腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病〔手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、流行性嘔吐下痢症（ウイルス性腸管感染症）伝染性膿痂疹（とびひ）、マイコプラズマ肺炎〕

はなみずき保育園 2011/8/18

